

941335

005GBP1P



第一号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

【提出形態】

変更報告書 No. 7

法第 27 条の 25 第 1 項

関東財務局長

弁護士 江尻 隆



東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号

あさひ・狛法律事務所

平成 17 年 10 月 28 日

平成 17 年 11 月 4 日

1 名

その他

第 1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社インターネット総合研究所
会社コード	4741
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	マザーズ
本店所在地	東京都新宿区西新宿 1-26-2

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	スタンフィールド・フィナンシャル・インク (Stanfield Financial Inc.)
住所又は本店所在地	英領バージン諸島、トートーラ、ロード・タウン、ウィッカムズ・ケイ I、 ヴァンタープール・プラザ 2 階 (Vanterpool Plaza, 2 nd Floor, Wickhams Cay I, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2002年8月19日
代表者氏名	アヴィ・ヴィッジャー (Avi Vidger)
代表者役職	署名権者 (Authorized Signatory)
事業内容	投資

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 堀口 淳子
電話番号	03 - 5219 - 0003

(2) 【保有目的】

キャピタル・ゲインねらいの純投資目的

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)	32,146		
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C 45,240	-	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計(株)	M 77,386	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 77,386		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R 45,240		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年10月28日現在)	S 417,417.97株
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q / (R + S) x 100)	16.73%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	15.99%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単 価
平成 17 年 9 月 5 日	新株予約権付社債券	2,093	取得	転換価額の修正
平成 17 年 9 月 5 日	新株予約権付社債券	629	処分	新株予約権の行使
平成 17 年 9 月 5 日	株券 (普通株式)	664	取得	新株予約権の行使
平成 17 年 9 月 7 日	株券 (普通株式)	800	処分	
平成 17 年 9 月 8 日	株券 (普通株式)	32	処分	
平成 17 年 9 月 9 日	株券 (普通株式)	156	処分	
平成 17 年 9 月 9 日	新株予約権付社債券	905	取得	転換価額の修正
平成 17 年 9 月 12 日	株券 (普通株式)	7	処分	
平成 17 年 9 月 13 日	株券 (普通株式)	441	処分	
平成 17 年 9 月 14 日	新株予約権付社債券	1,359	処分	新株予約権の行使
平成 17 年 9 月 14 日	株券 (普通株式)	1,358	取得	新株予約権の行使
平成 17 年 9 月 15 日	株券 (普通株式)	120	処分	
平成 17 年 9 月 16 日	株券 (普通株式)	395	処分	
平成 17 年 9 月 16 日	新株予約権付社債券	3,396	処分	新株予約権の行使
平成 17 年 9 月 16 日	株券 (普通株式)	3,396	取得	新株予約権の行使
平成 17 年 9 月 21 日	株券 (普通株式)	70	処分	
平成 17 年 9 月 21 日	新株予約権付社債券	521	処分	転換価額の修正
平成 17 年 9 月 22 日	株券 (普通株式)	300	処分	
平成 17 年 9 月 27 日	株券 (普通株式)	512	処分	
平成 17 年 9 月 27 日	新株予約権付社債券	958	取得	転換価額の修正
平成 17 年 9 月 28 日	株券 (普通株式)	848	処分	
平成 17 年 9 月 29 日	株券 (普通株式)	180	処分	
平成 17 年 9 月 30 日	株券 (普通株式)	650	処分	
平成 17 年 10 月 3 日	株券 (普通株式)	904	処分	
平成 17 年 10 月 3 日	新株予約権付社債券	3,100	取得	転換価額の修正
平成 17 年 10 月 3 日	新株予約権付社債券	1,494	処分	新株予約権の行使

平成 17 年 10 月 3 日	株券 (普通株式)	1,494	取得	新株予約権の行使
平成 17 年 10 月 5 日	株券 (普通株式)	600	処分	
平成 17 年 10 月 6 日	株券 (普通株式)	600	処分	
平成 17 年 10 月 7 日	株券 (普通株式)	572	処分	
平成 17 年 10 月 14 日	株券 (普通株式)	497	処分	
平成 17 年 10 月 14 日	新株予約権付社債券	7,115	取得	転換価額の修正
平成 17 年 10 月 17 日	新株予約権付社債券	2,865	取得	転換価額の修正
平成 17 年 10 月 17 日	株券 (普通株式)	1,893	取得	新株予約権の行使
平成 17 年 10 月 17 日	新株予約権付社債券	1,893	処分	新株予約権の行使
平成 17 年 10 月 18 日	株券 (普通株式)	496	処分	
平成 17 年 10 月 19 日	株券 (普通株式)	958	処分	
平成 17 年 10 月 20 日	株券 (普通株式)	98	処分	
平成 17 年 10 月 20 日	新株予約権付社債券	947	処分	新株予約権の行使
平成 17 年 10 月 20 日	株券 (普通株式)	946	取得	新株予約権の行使
平成 17 年 10 月 21 日	株券 (普通株式)	800	処分	
平成 17 年 10 月 24 日	株券 (普通株式)	2,728	処分	
平成 17 年 10 月 24 日	新株予約権付社債券	2,540	取得	転換価額の修正
平成 17 年 10 月 24 日	新株予約権付社債券	3,003	処分	新株予約権の行使
平成 17 年 10 月 24 日	株券 (普通株式)	3,003	取得	新株予約権の行使
平成 17 年 10 月 25 日	株券 (普通株式)	2,000	処分	
平成 17 年 10 月 25 日	新株予約権付社債券	5,005	処分	新株予約権の行使
平成 17 年 10 月 25 日	株券 (普通株式)	5,005	取得	新株予約権の行使
平成 17 年 10 月 26 日	株券 (普通株式)	800	処分	
平成 17 年 10 月 27 日	株券 (普通株式)	240	処分	
平成 17 年 10 月 28 日	株券 (普通株式)	182	処分	
平成 17 年 10 月 28 日	新株予約権付社債券	29,029	処分	新株予約権の行使
平成 17 年 10 月 28 日	株券 (普通株式)	29,029	取得	新株予約権の行使

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	8,711,735 (千円)
借入金額計 (U) (千円)	—
その他金額計 (V) (千円)	—
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	8,711,735 (千円)

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業 種	代表者氏名	所 在 地	借入目的	金額 (千円)
1	該当なし					

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所 在 地
	該当なし		

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Stanfield Financial Inc., a corporation organized and existing under the laws of British Virgin Islands (the "Company"), does hereby appoint Mr. Takashi Ejiri attorney-at-law, of Asahi Koma Law Offices, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with full power of substitution, to represent the Company in connection with the preparation and filing with the Prime Minister of Japan, the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding in the name of the Company or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company and the related stock exchange(s) in Japan, and to do any and all acts the said agent and attorney-in fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 17th day of September, 2005.

Stanfield Financial Inc.

By: _____

Name:

Title:

Ari Eijder
Authorized Signatory

(訳文)

委任状

英領バージン諸島法に基づき設立され存続する法人であるスタンフィールド・フィナンシャル・インク（以下「当会社」という）は、本書により、あさひ・狛法律事務所の弁護士江尻隆氏を、当会社の真正かつ正当な代理人として任命し、日本の証券取引法第2章の3の各条文により要求される、当会社名による大量保有に関するすべての報告書又ははそれらの変更報告書若しくは訂正報告書（以下「当報告書」という）を作成し日本の内閣総理大臣及び／又は関東財務局長その他の管轄官庁に提出することに関し当会社を代表すること、それらの写しを発行会社及び関連する日本の証券取引所に送付すること、及び当報告書の提出を行うために代理人が必要あるいは適切と判断するすべての行為を行うことにつき、完全なる代理権限を与える。

上記の証として、2005年9月17日、当会社はその名義でこの委任状を下記署名人により作成した。

スタンフィールド・フィナンシャル・インク

(署名)

氏名：アヴィ・ヴィッジャー

肩書：署名権者

上記正訳いたしました。

弁護士 江尻 隆

